

Ⅱ 申告の方法と提出書類について

申告の方法は、次の2種類です。

- 1 書類申告（申告書類を直接または郵送により提出する。）
- 2 電子申告（eLTAXにより申告データを送信する。）※P.11参照

いずれの場合も区ごとに集計いただき、提出先は全て「新潟市資産税課」へご提出ください。
前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書等の提出が必要です。

1 書類による申告方法

（1）一般方式（新潟市作成の様式等をご使用の方で、評価額等の算出をされていない方）

評価額の計算は新潟市が行います。

初めて申告される場合は、令和2年1月1日現在所有している全資産を申告してください。
前年以前に一般方式により申告いただいた方には、申告資産内容を赤い種類別明細書（減少資産・訂正連絡用）に打ち出し、送付いたします。減少や訂正の申告にご使用ください。

<提出書類>

○必須

書類申告	申告をしていただく方	申告をしていただく資産			提出様式		
		平成31年1月1日現在所有されている全資産	平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間の増加資産及び未申告資産	平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間の減少資産及び訂正資産	償却資産申告書	種類別明細書	
						第26号様式	別表1 増加資産 全資産用
一般方式	初めて申告をされる方	○			○	○	
	電算処理方式→一般方式に変更される方				○	○	
	増加した資産のある方（未申告資産含む）		○		○	○	
	減少または訂正が必要な資産がある方			○	○		○
	増加・減少どちらの資産もある方		○	○	○	○	○
	昨年申告の資産内容と変更のない方				○		
	廃業または新潟市内の事業所等を閉鎖された方				○		
償却資産を所有されていない方				○			

※申告書・種類別明細書の記載方法につきましては P.12～17 をご覧ください。
※特例適用を受ける方は、この他に特例適用申告書が必要です。 P.18 をご覧ください。

「償却資産申告書」や、「委任状」等は、新潟市ホームページからダウンロードすることができます。申請・届出の総合窓口で「償却資産」と検索してください。

「申請・届出の総合窓口」 <https://info-navi.city.niigata.lg.jp/>

償却資産 検索

（2）電算処理方式（企業電算等で作成されており、評価額等が算出されている方）

事業者側で評価額等を計算の上で申告をしていただく方式です。（※計算方法はP.19参照）
毎年賦課期日（1月1日）現在所有している全資産について申告をしてください。

可能な方は、前年中の増加及び減少資産についての明細も併せて提出をお願いいたします。
新潟市の電算に個々の資産を登録しないため、種類別明細書（減少資産・訂正連絡用）は送付されません。また課税台帳をご請求いただいた場合に、明細書をお出しできません。

<提出書類>

○必須 △提出可能な方はお願いします

書類申告	申告をしていただく方	申告をしていただく資産			提出様式		
		令和2年1月1日現在所有されている全資産	平成31年1月2日から令和2年1月1日までの間の増加資産及び未申告資産	平成31年1月2日から令和2年1月1日までの間の減少資産及び訂正資産	償却資産申告書	種類別明細書	
電算処理方式	初めて申告をされる方	○			○	第26号様式	
						別表1 増加資産 全資産用	別表2 減少資産 訂正連絡用
	前年以前に申告をされた方 （一般方式→電算処理方式に変更の方を含む）	○	△	△	○	○	△
	廃業または新潟市内の事業所等を閉鎖された方				○	「18 備考欄」に記載して下さい。	
	償却資産を所有されていない方				○		

※申告書・種類別明細書の記載方法につきましては P.12～17 をご覧ください。
※特例適用を受ける方は、この他に特例適用申告書が必要です。 P.18 をご覧ください。

2 電子申告について



新潟市では、電子申告を受け付けています。

エルタックス eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信いただく方式です。

電子申告を行う場合は、電子証明書を取得されたうえで、eLTAXのホームページから利用届け出を行っていただく必要があります。詳しくはeLTAXホームページ（下記参照）にてご確認ください。

なお新潟市では、大変申し訳ございませんが「プレ申告データ」を送信することができませんので予めご了承ください。

新潟市送付の申告書を受け取った方は、申告書の所有者コードの入力にご協力ください。

1月1日現在の全資産及び、変更内容（取得価額変更や耐用年数変更等）が分かるように申告ください。

エルタックス eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

具体的な操作方法については
一般社団法人 地方税電子化協議会

エルタックス eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください。

- ・電話 0570-081459（つながらない場合は03-5500-7010）
9:00～17:00受付（土日・祝祭日と年末年始は除く）
- ・電子メール ホームページの「お問い合わせ」から入力（24時間受付）

